

米原市地域公共交通活性化協議会自動車部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、米原市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第9条の規定に基づき、自動車部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 規約第2条各号に掲げる事項について米原市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の業務を円滑に行うため及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議および調整するため、米原市地域公共交通活性化協議会自動車部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会に付すべき事項に関すること。
- (2) 協議会で議決した事項の執行に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関すること。
- (4) 米原市（以下「市」という。）が運営する有償運送の必要性および旅客から収受する対価に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営および生活交通について必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 部会は、部会長および部会委員をもって組織する。

- 2 部会長は、協議会会長をもって充てる。
- 3 部会長は、部会を代表し、その会務を総括する。
- 4 部会委員は、次に掲げる者のうちから協議会会長が指名する。
 - (1) 国県の関係行政機関の代表者
 - (2) 住民または利用者の代表者
 - (3) 市等の関係機関および団体の代表者
 - (4) 旅客輸送に関する事業者および団体等の代表者
 - (5) 学識経験を有する者
 - (6) 市の地域公共交通所管部長
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、会長が適当と認める者

(会議)

第5条 部会の会議は、規約第7条の規定を準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(協議結果)

第6条 部会において協議が整った場合は、道路運送法に基づく地域公共交通会議において協議が整ったものとみなす。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、令和5年4月27日から施行する。

付 則

この規程は、令和6年5月28日から施行する。

付 則

この規程は、令和8年6月24日から施行する。